

東京都議会議員選挙

投票日

7月4日(日)
午前7時～午後8時

東京都の未来を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないように、必ず投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所内の感染防止対策を行います。皆さんも自身で対策を行い、投票してください。

選挙管理委員会が行う対策

- 消毒液・飛まつ防止シートの設置
- 投票管理者・立会人・投票所職員のマスク着用
- 記載台・筆記用具の定期的な消毒
- 投票所内の定期的な換気

皆さんにお願いする対策

- マスクの着用・せきエチケットの徹底
 - 周りの方と一定の距離を保つ
 - 手指の消毒
- ※投票の際、鉛筆・シャープペンシルを持参して記入することができます

荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上（平成15年7月5日以前生まれ）の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方

※荒川区へ転入した場合は、令和3年3月24日までに転入の届け出をし、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方

住所を移した方

荒川区へ転入した方

令和3年3月25日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。
※前住所が東京都内で選挙人名簿に登録されている場合は、前住所で投票できます。その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

荒川区から都内の市区町村に転出した方

▶ 令和3年2月25日以前に転出した方…荒川区では投票できません

▶ 令和3年2月26日～3月3日に転出した方…荒川区で期日前投票ができる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって異なります（投票日当日の投票はできません）

▶ 令和3年3月4日以降に転出した方…荒川区で投票できます

※荒川区で投票する際、現在住んでいる区市町村長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

※新住所の選挙人名簿に登録された方は、荒川区で投票できません

荒川区から都外へ転出した方

投票できません

荒川区内で転居した方の投票所

▶ 令和3年6月8日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所

▶ 令和3年6月9日以降に転居の届け出をした方…旧住所地の投票所

投票日に投票が困難な方

期日前投票

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

日時

6月26日(土)～7月3日(土)
午前8時30分～午後8時
※区役所以外の会場は6月27日(日)から

会場

区役所1階ロビー、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、ふらっとにっぽり

不在者投票

▶ 出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙等の請求先は、荒川区選挙管理委員会です。

▶ 不在者投票ができる病院・老人ホーム等に入院・入所している方

施設で不在者投票ができます。入院・入所している施設に確認してください。

▶ 郵便等投票証明書の交付を受けている方

6月30日(木)までに投票用紙を請求してください。

▶ 新型コロナウイルス感染症により宿泊療養・自宅療養している方

条件に該当する場合、郵便投票ができます。詳細は、お問い合わせください。

開票

日時 7月4日(日)午後9時から 会場 荒川総合スポーツセンター2階大体育室

※参観席は3階です ※荒川区の選挙人名簿に登録されている方のみ参観できます



投票日

7/4 日 7:00-20:00

東京都議会議員選挙

3密をさけて期日前投票へ!

6/26土 - 7/3土

新型コロナウイルス感染症対策を!

投票所では、マスク着用、手指の消毒にご協力ください。



これで、あなたも選挙通! TOKYOニューTOHYOマニュアル! 浜辺美波さんからのビデオメッセージも公開中!



投票所整理券

投票所整理券は、世帯ごとに封書で送付します。投票に行く際は、自身の投票所整理券を持参してください。

投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも、荒川区の選挙人名簿に登録されている方は投票できます。投票所の職員に申し出てください。

点字投票・代理投票

目の不自由な方は「点字投票」ができます。また、けがや障がい等の理由で字を書くことができない方は、投票所の職員が補助して投票する「代理投票」ができます。投票所の職員に申し出てください。

候補者を知るには

選挙公報

候補者の政見等を掲載した選挙公報は、6月30日(木)までに各戸配布します。区役所、各区民事務所、駅等にも設置するほか、荒川区ホームページからも閲覧できます。

選挙運動用ポスター

区内246か所に設置したポスター掲示場をご覧ください。

投・開票速報

荒川区ホームページで荒川区の投・開票（期日前投票を含む）の状況等を速報します。

問合せ 広報課広報係 ☎内線2132

令和2年度下半期

区の財政状況

区では、財政状況を年2回公表しています。今号では、令和2年度下半期（令和2年10月1日～令和3年3月31日）の財政状況をお知らせします。

※金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、各項目を集計したものと合計金額が一致しないことがあります。また、令和3年3月31日現在のものであり、出納整理期間（令和3年4月1日～5月31日）の数字は含まれません。そのため、最終的な決算額とは異なります

問合せ

 財政課 ☎内線 2 1 2 4

令和2年度の執行状況

一般会計

最終予算額：1370億2829万円

歳入

歳入計：1190億8630万円

歳出

歳出計：1101億617万円

最終予算額（構成比）

収入済額（収入割合）

最終予算額（構成比）

支出済額（支出割合）

国庫支出金

426億8948万円（31.2%）

407億8539万円（95.5%）

特別区交付金

382億8000万円（27.9%）

390億5351万円（102.0%）

特別区税

179億8846万円（13.1%）

163億1451万円（90.7%）

都支出金

103億 63万円（7.5%）

75億9071万円（73.7%）

諸収入

22億9978万円（1.7%）

22億5546万円（98.1%）

その他

254億6994万円（18.6%）

130億8671万円（51.4%）

民生費

620億2098万円（45.3%）

500億3808万円（80.7%）

総務費

403億5069万円（29.4%）

353億3444万円（87.6%）

教育費

88億1198万円（6.4%）

66億 463万円（75.0%）

土木費

81億2070万円（5.9%）

57億4579万円（70.8%）

衛生費

51億7851万円（3.8%）

40億1482万円（77.5%）

環境清掃費

38億3020万円（2.8%）

33億6466万円（87.8%）

産業経済費

32億9061万円（2.4%）

26億3953万円（80.2%）

その他

54億2462万円（4.0%）

23億6422万円（43.6%）

特別会計

特別会計は、特定の事業を行う場合等に、一般会計とは別に経理することにより、その収支を明確にするための会計です。区では、次の3つの特別会計を設けています。

◆国民健康保険事業特別会計

最終予算額

239億9619万円

歳入（収入割合）

199億5031万円（83.1%）

歳出（支出割合）

210億 149万円（87.5%）

◆後期高齢者医療特別会計

最終予算額

50億8900万円

歳入（収入割合）

37億3552万円（73.4%）

歳出（支出割合）

47億 154万円（92.4%）

◆介護保険事業特別会計

最終予算額

189億9176万円

歳入（収入割合）

166億9342万円（87.9%）

歳出（支出割合）

156億4489万円（82.4%）

基金の現在高

区では、将来、資金が必要になるときに備えて基金を積み立てています。基金には財源の年度間調整のための財政調整基金のほかに、公共施設や義務教育施設の整備等、特定の目的のための基金があります。

合計

408億1164万円

※前年同期に比べ、25億5355万円増加

区民1人当たりの基金

18万8650円

※前年同期に比べ、1万2481円増加

1世帯当たりの基金

34万7519円

※前年同期に比べ、2万1455円増加

特別区債の現在高

特別区債は、学校の大規模改修や道路の整備等、一時的に多額の支出を必要とするときに資金を借り入れるもので、暮らしの身近なところに活用しています。現在だけでなく、将来の区民も負担し、世代間の公平を図るという趣旨で発行しています。

合計

184億4827万円

※前年同期に比べ、15億3205万円増加

区民1人当たりの区債

8万5276円

※前年同期に比べ、7381円増加

1世帯当たりの区債

15万7091円

※前年同期に比べ、1万2918円増加

区有財産の現況

種類	数量・金額
土地	63万3779.08㎡ 1038億5599万円
建物	44万9354.74㎡ 574億1044万円
工作物	33億 287万円
基金	408億1164万円
物品	28億3226万円
その他（有価証券等）	54億8973万円
合計	2137億 293万円

特別区税負担の概要

令和2年度分として課税した特別区税の額は、184億1363万円です。区民1人当たり、1世帯当たりの負担額を計算すると、次のとおりです。

区民1人当たりの負担額

8万5116円

※前年同期に比べ、2713円増加

1世帯当たりの負担額

15万6796円

※前年同期に比べ、4278円増加

一時借入金の借入状況

一時借入金とは、区がさまざまな事業を行ううえで、収入と支出の時期のずれから一時的に現金が不足するときに、年度内に返済することを条件として金融機関等から借り入れを行う制度です。
令和2年度下半期の借入状況は56億6000万円です。

税を有効に活用しています

令和2年度の一般会計歳出の支出済額を1000円に換算して目的別に表すと、下記のとおりです。

民生費	454円	高齢者・障がい者等の福祉や子育て支援のために
総務費	321円	安全・安心や区民施設の運営、文化振興等のために
教育費	60円	学校や幼稚園の運営等のために
土木費	52円	公園や道路の整備、再開発等の街づくりのために
衛生費	37円	区民の皆さんの健康を守ること等のために
環境清掃費	31円	清掃や環境保護、リサイクル事業等のために
産業経済費	24円	産業や観光の振興、就労支援等のために
議会費	5円	議会の運営等のために
その他	16円	区債や基金の管理等のために

情報公開・個人情報保護制度

～令和2年度の運用状況と制度のあらまし

問合せ

総務企画課総務係 ☎内線 2 2 1 2

情報公開制度

区が持っている情報の公開を求める区民の権利を保障するとともに、明らかに公開できる情報は、請求手続によらず、区が情報提供に努めることを定めたものです。

Q1 情報公開の対象となる情報は？

A 文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録で、区職員が組織的に用いるものとして、区が保有しているものです。

Q2 情報公開請求の請求窓口と手続きは？

A 請求したい情報を持っている課や事業所の窓口で配布する「情報公開請求書」に必要事項を記入し、提出してください。
※請求書は、荒川区ホームページでもダウンロード可

Q3 情報公開が決定されるまでの期間は？

A 原則、請求を受け付けた日から15日以内に公開の可否を決定し、その後、書面で通知します。

Q4 情報公開の費用は？

A 区内在住・在勤等の方は無料、それ以外の方は1件当たり300円です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

情報公開請求の処理状況

区 分			計
請求件数			190件
請求者	区内	在住者	54件
		法人等	13件
		在勤者	0件
		在学者	0件
理由明示者			123件
決定の状況*	公開	全部	58件
		部分	104件
	非公開	不存在による非公開	1件
		存在による非公開	10件
		存否応答拒否	2件
公開の方法	閲覧		0件
	閲覧および写しの交付		21件
	写しの交付		140件
	視聴		0件

※未決定分は除く

個人情報保護制度

区が収集する区民の個人情報について取り扱いのルールを定め、自己の個人情報について、開示・訂正等を求める権利を定めたものです。

Q1 保護・開示等の請求の対象となる個人情報とは？

A 区が職務上作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録に記録されている個人情報が対象です。

Q2 開示等の請求窓口と手続きは？

A 運転免許証等の本人確認ができるものを持参のうえ、自己の個人情報を取り扱っている課や事業所の窓口で配布する「自己情報開示等請求書」に必要事項を記入し、提出してください。
※請求書は、荒川区ホームページでもダウンロード可

Q3 開示が決定されるまでの期間は？

A 原則、開示請求を受け付けた日から15日以内に開示の可否を決定します。訂正・削除・目的外利用等の中止の請求は、原則30日以内に請求に応じられるかを決定し、その後、書面で通知します。

Q4 開示請求の費用は？

A 無料です。写しが必要な場合は、コピー料金がかかります。

Q5 個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運営されるように、区に意見を述べる機関は？

A 学識経験者等で構成される個人情報保護運営審議会があります。

自己情報開示請求の処理状況

区 分			計
請求件数			131件
決定の状況*	開示	全部	63件
		部分	57件
	不開示	不存在による不開示	9件
		不開示	0件
開示の状況	閲覧のみ		0件
	閲覧および写しの交付		2件
	写しの交付		118件
	視聴		0件

※未決定分は除く

個人情報の利用について（令和3年3月31日現在）

▶個人情報業務登録

区では、個人情報を取り扱う業務を登録しています。個人情報業務登録の総件数は762件です。

▶個人情報の目的外利用・外部提供

区が集めた個人情報は、区民サービスの向上等のため、本人が同意している場合や法令等で定められている場合等に限り、収集目的の範囲を超えて区の内部で目的外利用したり、区の外部に提供したりすることがあります。

コンピューター処理されている主な区の事務の区分と記録されている個人情報項目

区 分	個人情報項目
住民記録	住民基本台帳に関する情報(住所、氏名、本籍、性別、世帯構成員番号、続柄、生年月日、前住所等) 印鑑登録に関する情報(印影、登録番号等、印鑑の登録・変更年月日等)
税	都・区民税に係る事務(税額、所得の種類と額、納付状況、1月1日現在の住所、納付義務者等)
年金や保険等	国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療等に関する情報(被保険者の保険証番号、被保険者の年金番号、要介護度、資格取得・喪失事由、保険料、保険料の賦課情報等)
福祉サービス	生活保護に関する情報(保護の種類、扶助費の額、世帯の収入状況、医療保護状況等) 在宅福祉に関する情報(介護種別、介護の程度、世帯状況、介護人情報等) 手当に関する情報(手当種別、認定年月日、支給区分、支給額、資格喪失事由等) 手帳等に関する情報(種別、等級、申請理由、障がい名、障がい原因等)
健康	健診等に関する情報(受診年月日、受診結果、検診種別、国保資格、治療経過等)

※ほかにも、図書貸出し管理、就学援助、区立幼稚園保育料、私立幼稚園補助金、区功労者、福祉事務(支給・貸与品、医療助成、貸付、施設措置)、選挙事務、中小企業融資あっせん、自転車等駐車場登録、電子申請システムによる申請・届出事務、防犯カメラ記録画像等に関する個人情報があります

情報提供コーナーをご利用ください

情報提供コーナー（区役所地下1階）には、情報公開制度や区政の資料について案内する相談員を配置しています。

情報提供コーナー利用状況

区 分		計
利用者数		5796人
相談・内容	情報公開等に関するもの	16件
	情報提供に関するもの	999件
資料の提供をしたもの		559冊
刊行物の貸し出し	件数	11件
	冊数	27冊
コピーサービス		1万4479枚

健康診査(保健指導)・胃がんリスク検査

受診期間 7月1日(木)～11月30日(火)

対象者には、6月下旬に受診券を送付します。受診券・保険証を持参し、受診券に同封している案内に記載された医療機関で受診してください。

健康診査

主な検査項目 問診、身体測定、血圧測定、診察、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部X線検査

費用 無料

■保健指導

健康診査を受診した40～74歳の方で、食事等の生活習慣の改善が必要な方に保健指導を行います。

問 合 せ

▶国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方 …… 国保年金課管理係 ☎内線 2 3 7 1
▶保健指導、生活保護受給の方 …………… 保健予防課成人健診係 ☎内線 4 1 6

胃がんリスク検査 血液検査で、胃がんになりやすいかどうかを判定します。

対 象 区内在住で、令和4年3月31日の時点で、35・40・45・50・55・60歳の方
内 容 ピロリ菌抗体検査（ピロリ菌感染の有無）、ペプシノゲン検査（胃粘膜の

あらかわ

情報の森

費用の記載がない事業は無料です

お知らせ

尾久東部地区地区計画に関する都市計画の案の縦覧

日6月25日(金)～7月9日(金)
所区役所北庁舎3階都市計画課
対象地域東尾久一丁目～三丁目・六丁目・町屋四丁目地区の各地内
◆意見書の提出
因区内在住の方、利害関係人
日7月9日(金)必着
日持参・郵送で、4面上段を参照し①～③の記入事項と⑤意見を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所都市計画課都市計画担当 ☎内線2813

令和3年度自転車置場の利用登録を再募集

対象の自転車置場や登録手数料等の詳細は、荒川区ホームページで確認してください。
利用期間8月1日(日)～令和4年3月31日(木) ※申込順ではありません
申請書の配布区役所北庁舎2階土木管理課(荒川区ホームページからもダウンロード可)
日6月28日(月)～7月8日(木)(必着)で、申請書を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所北庁舎2階土木管理課自転車対策係 ☎内線2717

南千住一・荒川一丁目地区地区計画の変更に関する素案説明会

日・時▶7月9日(金)…午後7時～8時 ▶7月10日(土)…午前10時～11時 所区役所北庁舎1階101会議室
因南千住一丁目・荒川一丁目地区の各地内に住んでいるまたは土地・建物を所有している方 日7月5日(木)必着
日電話・郵送・ファクス・電子メールで、4面上段を参照し①～④の記入事項を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所都市計画課都市計画担当 ☎内線2813
FAX(3802)0046
✉toshikeikaku@city.arakawa.tokyo.jp

「(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業」の環境影響評価書案に係る都民の意見を聴く会

日7月1日(木) 時午前11時～午後3時 所日暮里サニーホール ※直接会場へ
因東京都環境局総務部環境政策課 ☎(5388)3441

不燃化特区の拡大区域において各戸訪問を実施

日7月～12月(予定) 因荒川一丁目(2～5番・7～31番・33～58番)・三丁目・南千住一丁目・五丁目の昭和56年以前に建てられた建

築物の居住者等 ※訪問員は、受託事業者証を携帯しています 因助成制度の説明、建て替え意向等の聞き取り
因住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2821

西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業及び三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業に係る都市計画が決定

◆西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業

告示日6月18日
対象区域西日暮里五丁目32～37番、21・38番の一部
都市計画名称▶東京都都市計画用途地域(東京都決定) ▶東京都都市計画第一種市街地再開発事業 ▶東京都都市計画中高層階住居専用地区 ▶東京都都市計画高度地区 ▶東京都都市計画高度利用地区 ▶東京都都市計画防火地域及び準防火地域 ▶東京都都市計画道路 ▶東京都都市計画駐車場 ▶東京都都市計画地区計画
◆三河島駅前北地区第一種市街地再開発事業

告示日6月21日
対象区域西日暮里一丁目5・7番、4・6番の一部
都市計画名称▶東京都都市計画第一種市街地再開発事業 ▶東京都都市計画高度地区 ▶東京都都市計画高度利用地区 ▶東京都都市計画防火地域及び準防火地域 ▶東京都都市計画地区計画
◆建築行為等の制限
建て替え等を行う場合には、決定・変更した都市計画の内容に適合させる必要があります。また、建築行為等を行う場合は、手続きが必要です。詳細は、お問い合わせください。
因書の縦覧区役所北庁舎3階都市計画課
因建築の許可に関すること…建築指導課審査係 ☎内線2843 ▶土地の有償譲渡に関すること…住まい街づくり課再開発係 ☎内線2833 ▶地区計画の届け出・都市計画に関すること…都市計画課都市計画担当 ☎内線2813

暮らし

住まいの税務無料相談会

日7月6日(火) 時午後1時～4時 所区役所北庁舎2階住まい街づくり課相談室 人3人(申込順)
因住まいの購入・売却・相続等に伴う税金の相談
日6月28日(月)～7月1日(木)に電話で、住まい街づくり課管理係 ☎内線2825

司法書士による相続・遺言・空き家問題無料電話相談会

日7月7日(火) 時午前10時～午後8時(うち30分以内、開始時間は要相談) 日7月6日(火)
日電話で、東京司法書士会北・荒川

はがき・ファクス・電子メール等の記入事項

①事業・イベント名
②〒住所※
③氏名(ふりがな)
④電話番号
⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

●往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
●電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
●指定がない限り、申し込みは1人(1グループ)1枚
●宛先は、各記事の申し込み先へ
※区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

支部・本間 ☎090(8175)1175
※(出)・(回)・宛等を除く、午前10時～午後6時

社会福祉士による成年後見制度説明会(基礎編)

日7月7日(火) 時午後1時30分～3時 所あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)
日電話・ファクスで、4面上段を参照し①～④の記入事項を、あんしんサポートあらかわ ☎(3802)3396
FAX(3891)5290

不燃化特区住まいの相談会

日・因・所▶7月9日(金)午後5時30分～8時…尾久区民事務所ひろば館3階洋室 ▶7月10日(土)午前9時30分～正午…尾久区民事務所ひろば館3階洋室 ▶7月18日(日)午前9時30分～午後0時30分、午後2時～5時…南千住駅前ふれあい館2階多目的室 人各9組(申込順)
因老朽木造建築物の建て替え・取り壊し等に関する計画・権利・税務等の個別相談
日電話で、住まい街づくり課防災街づくり係 ☎内線2828

傾聴サロン「サロン三ノ輪橋」

日7月13日・8月10日の(火) 時午後1時30分～2時30分 所荒川区社会福祉協議会3階活動サロン 人各4人(申込順)
日各開催日の5日前までに電話・ファクス・電子メールで、4面上段を参照し①～④の記入事項を、荒川ボランティアセンター ☎(3802)3338
FAX(3802)3831
✉vorasen@arakawa-shakyo.or.jp

子育て・教育

出張さとおや相談会 in 南千住

日7月18日(日) 時▶午後2時～3時 ▶午後3時～4時 所南千住駅前ふれあい館3階洋室3 因区内在住の方 人各3組(申込順)
因制度の概要、登録方法等
日6月23日(火)～7月14日(木)に来所・電話で、子ども家庭総合センター在宅支援係フォスティング担当 ☎(3802)3765

家庭教育学級「乳幼児コース」(オンライン)

日▶1回目…7月16日(金) ▶2回目…8月21日(土) 時午前10時～11時45分 因区内在住・在勤の0～2歳児の保護者で、Web会議ができる環境の方 人各15人(抽選)
因育児ストレス・母子関係に関する悩みを減らすためのヒント等 日1回目…7月2日(金) ▶2回目…8月9日(火) ※午後5時まで

日電話・電子メールで、4面上段を参照し①～④の記入事項と⑤電子メールアドレス⑥参加希望⑦講師への質問・相談内容⑧お子さんの年齢⑨参加時に使用する機器(パソコン等)を、生涯学習課生涯学習事業係 ☎内線3355
✉shakyo-shakyo@city.arakawa.tokyo.jp

児童手当・児童育成手当現況届の郵送での提出を

因児童手当・児童育成手当を受給している方 日6月30日(火) ※提出がない場合は、6月分からの手当を受給できません。書類が届いていない方は、至急お問い合わせください
日郵送で、送付した現況届と必要書類を、〒116-8501(住所不要)荒川区役所子育て支援課子育て給付係 ☎内線3819

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことによる 国民健康保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等、一定の基準を満たした方は、申請により国民健康保険料・介護保険料が減免される場合があります。

手続きの方法や必要書類等の詳細は、電話でお問い合わせいただくか、荒川区ホームページをご覧ください。

国民健康保険料

次のいずれかに該当する場合

対 象

- ① 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - ▶ 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である
 - ▶ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定するほかの所得と区別して計算される所得の金額が1000万円以下である
 - ▶ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

問合せ

- ▶ **国民健康保険料** …… 国保年金課国保資格係（区役所1階） ☎ 内線 2 3 7 4
- ▶ **介護保険料** …… 介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎ 内線 2 4 4 1

介護保険料

次のいずれかに該当する場合

対 象

- ① 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の65歳以上の方（介護保険第一号被保険者）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯の65歳以上の方（介護保険第一号被保険者）
 - ▶ 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である
 - ▶ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

対象保険料 令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限を迎えるもの

申請期間 7月12日(月)～令和4年3月16日(水)（必着）

低所得の子育て世帯に対する



子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯で、すでにこの給付金を支給された方は対象外です。

対 象

次のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受けていて、令和3年度分の住民税均等割が非課税となっている
- ② ①のほか、対象児童（18歳到達後の3月31日までの子〈障がいのある児童については20歳未満の子〉）の父母等で、令和3年度分の住民税均等割が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる

荒川区ホームページをご覧ください。お問い合わせください

※①の方は申請不要です

給付額 対象児童1人当たり5万円

問合せ

子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター
☎ (3802) 3893
午前8時30分～午後5時15分
※(土)・(日)・(祝)を除く

広 告

（広告内容の問い合わせは各事業所へ）

くらしの無料相談会

遺言・相続 終活相談 不動産 法律相談全般

予約専用ダイヤル070-8433-5852（当日可）

～コロナ感染が心配な方～

7/1～9/30の期間
平日11:00～16:00

電話による無料相談
承ります（1回20分以内）。

10月開催分までは事前予約制となります。

7/17（土） 8/21（土）
9/11（土） 10/23（土）

※相談会10時～16時（1組30分以内）

町屋駅前会場 町屋駅前特設会場（予約時にご案内します）

法律のフコ集団が直接応談！

～皆様笑顔と共に～

秘密厳守

相談員登録をしている
弁護士・行政書士などには
法律で厳しい守秘義務が
課せられています。
安心してご相談ください。



くらしの相談室

☎ 03-4355-1616

主催：一般社団法人くらしの相談室 〒116-0012 東京都荒川区東尾久 6-8-3

金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトンなどの質と買取

ご入用でお困りの際は金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトン
ロレックス・オメガ・シャネルのバックなどで
3ヵ月を期限にお金が借りられます。
借りたお金と利息を支払えば品物はお手元に戻ります。
利息を支払うことで、期限の延長もできます。

不用金・プラチナ・ダイヤ・ヴィトン・
商品券などは、お売り下さい。

※和服や毛皮などの衣類、ライター、銀（シルバー）、パールネックレス、電化製品などはお断りしております。

荒川区
南千住の 質屋ながさわ

都電荒川線「三ノ輪橋駅」左折 徒歩2分 **日曜定休**
荒川区南千住1-32-1
☎ 03-3891-1608 **ながさわ 質屋** 検索

悩んでいませんか？ 離婚 相続 借金

▶▶▶ 初回相談無料 ◎ まずはお気軽にご相談ください！

MYパートナーズ法律事務所 TEL 03-5615-2440

荒川区西日暮里 5-33-2 小宮ビル2階 ★各線「西日暮里駅」より徒歩2分以内★
※ 電話受付時間は平日AM10:00～PM7:00
※ 土日祝日・夜間もご相談可能です（要予約）

新型コロナワクチン接種のお知らせ

集団接種会場を増設します

区では現在、ファイザー社製のワクチンを使用して、9か所(常設会場6か所・臨時会場3か所)の会場での集団接種を実施しています。このたび、モデルナ社製のワクチンが国から供給されることになっ

たため、7月上旬以降、モデルナ社製のワクチンを使用する集団接種会場をこれまでの会場に加えて新たに開設する予定です。詳細は、後日、区報・特設ホームページ等でお知らせします。

年齢ごとの接種可能ワクチン

- 18歳以上の方…ファイザー社製・モデルナ社製のワクチンのどちらでも接種可能です
- 12～17歳の方…ファイザー社製のワクチンのみ接種可能です。現在開設している9会場のいずれかでの集団接種または個別接種(下記)を予約してください

増設会場(予定)

- ▶生涯学習センター(荒川3-49-1)
- ▶町屋ふれあい館(町屋1-35-8)
- ▶都立大学荒川キャンパス(東尾久7-2-10)
- ▶尾久ふれあい館(西尾久2-25-13)
- ▶ふらっとにつぼり(東日暮里6-17-6)

※都立大学荒川キャンパスは6月30日(木)まで、尾久ふれあい館は7月4日(日)まで、ファイザー社製のワクチンを使用する会場として開設しています

個別接種・訪問接種を順次実施しています

個別接種

※内容は、6月16日現在。今後、変更となる場合があります

- 「個別接種」は、接種準備が整った自宅近くの医療機関でワクチン接種を行います。当面は、高齢者と基礎疾患のある方を優先します
- 実施医療機関は、下表のとおりです。なお、これ以外にも、か

かりつけ患者へのワクチン接種を行っている約60の医療機関があります

- すでに集団接種の予約を行っている場合、個別接種の予約後にキャンセルしてください

申込み

電話で、実施医療機関・かかりつけ医 ※かかりつけ医が区外の場合は、当該かかりつけ医に連絡してください

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
上野小児科医院	南千住1-13-22	☎(3806)4970	西尾久クリニック	西尾久6-15-5	☎(3800)1717
南千住病院	南千住5-10-1	☎(3806)2232	西尾久リウマチ整形外科	西尾久8-27-6	☎(6807)7740
荒川整形外科リハビリテーションクリニック	荒川1-17-14	☎(3807)1600	三ノ輪病院	東日暮里1-4-3	☎(3803)2355
飯土用内科	荒川3-23-13	☎(3891)5858	日暮里上宮病院	東日暮里2-29-8	☎(3891)5291
岡田病院	荒川5-3-1	☎(3891)2231	東日暮里整形外科	東日暮里3-44-12	☎(3805)5558
木村病院	町屋2-3-7	☎(3892)3161	高井医院	東日暮里4-26-7	☎(3807)8131
上智クリニック	町屋4-9-10	☎(3892)4514	ひぐらし整形外科内科	東日暮里5-34-1	☎(5604)1236
たいら整形外科	東尾久1-31-10	☎(6807)7505	東京日暮里たんのハートクリニック	東日暮里5-50-18	☎(3806)1810
熊野前医院	東尾久3-19-8	☎(3819)2535	みかわしまタワークリニック	東日暮里6-1-1	☎(3806)1133
小原医院	東尾久6-8-5	☎(3895)8341	関川病院	西日暮里1-4-1	☎(3803)5151
いがらしクリニック	西尾久1-32-16	☎(3800)9629	日暮里健診プラザ	西日暮里2-20-1	☎(5850)1700
宮の前診療所	西尾久2-3-2	☎(3800)7111	小林医院	西日暮里4-16-10	☎(3821)3846
紅露医院	西尾久2-26-7	☎(3894)6836			

訪問接種

- 「訪問接種」は、外出が難しく集団接種会場に行くことができない在宅要介護者等を対象として、自宅にかかりつけ医等が訪問し、ワクチン接種を行います
- 原則として、かかりつけ医によるかかりつけ患者への接種のみ実施します。接種を希望する方は、かかりつけ医に連絡してください。かかりつけ医がいない方は、新型コロナワクチン相談

センター(下記)、ケアマネジャー等に相談してください

※かかりつけ医が区外の場合は、当該かかりつけ医に連絡してください

- かかりつけ医による訪問接種が難しい方については、区が編成する訪問接種チームが対応する予定です。詳細は、後日、区報・特設ホームページ等でお知らせします

接種券(クーポン券)を12～15歳の方に順次送付します

区では、16歳以上の方に加え、12～15歳の方への接種券(クーポン券)の送付を6月中に開始します。接種には、保護者による同意(署名)・付き添いが必要です。詳細は、同封の案内・特設ホームページ等をご覧ください。

予約開始日 7月14日(水) (予定)

新型コロナワクチン接種

コールセンター 特設ホームページ を開設しています

区では、ワクチン接種に関する質問・相談を受け付けるコールセンターと、特設ホームページを開設しています。

新型コロナワクチン相談センター

☎0800(666)7777

(午前8時30分～午後5時15分) ※(出)・(日)・(祝)等を含む

特設ホームページ(右の二次元コード)

🌐<https://www.covid19.city.arakawa.tokyo.jp/>



接種後の副反応が気になる方

東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター

☎(6258)5802

※24時間・年中無休

国の大規模接種センターで予約した方

自衛隊東京大規模接種センター専用お問い合わせ窓口

☎0570(056)730

(午前7時～午後9時) ※(出)・(日)・(祝)等を含む

